○総務省令第三十七号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号）の施行に伴い、及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第一項第六号の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者（以下「鉄道事業者等」という。）で次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一　路線の全部又は一部が東京都、松戸市、船橋市、横浜市、名古屋市、大阪市、堺市、川西市、姫路市又は福岡市に存する鉄道事業者等で、その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が、鉄道にあっては十四キロメートルを、軌道にあっては二十キロメートルを超えているもの

二　他の鉄道事業者等と直通運輸を行う鉄道事業者等で、その営む路線の全部又は一部が東京都、名取市、成田市、横浜市、大阪市、豊中市又は神戸市に存するもののうち、その営む路線の長さと当該鉄道事業者等が直通運輸に使用する当該他の鉄道事業者等の営む路線の長さの合計が十七キロメートルを超えるもの

三　第三種鉄道事業者（鉄道事業法第十五条第一項に規定する第三種鉄道事業者をいう。以下同じ。）で、その営む路線の全部又は一部が東京都、成田市、印西市、常滑市、名古屋市、大阪市、泉佐野市、神戸市、生駒市又は和歌山市に存するもの

四　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項又は第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社

五　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する普通鉄道以外の鉄道事業者及びこれと同等の路線を運行する軌道経営者

六　その業務の範囲を貨物運送に限定している鉄道事業者

七　主に観光を目的とした路線のみの運行を行っている鉄道事業者

八　地方公共団体（第三種鉄道事業者又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第十条第二項に規定する軌道整備事業を行う事業者である地方公共団体を除く。）

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省令第三十八号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八号）の施行に伴い、及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第五号中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省令第三十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）等の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第七号及び第八号を削る。

第十九条第一項第一号ヌ及びルを削る。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条第二項中「（第一項第一号ルを除く。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省令第四十号

雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の施行に伴い、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　総務大臣　新藤　義孝

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令

失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公共職業安定所の長は、」の下に「退職の際」を加え、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　受給資格者は、受給資格証（特例職員以外の受給資格者については受給資格証（その一）を、特例職員である受給資格者については受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては別記様式第三の二による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては別記様式第三の二による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に出頭した失業の認定日に管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

6　管轄公共職業安定所の長は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第八条第一項中「特例職員以外の受給資格者については受給資格証（その一）を、特例職員である受給資格者については受給資格証（その二）をいう。以下同じ。）」を削る。

第十三条第一項中「ときは、」の下に「別記様式第八の二による」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「第五条前段」の下に「、第六条第五項及び第六項」を加える。